住所　兵庫県加古川市尾上町長田256番地37
　趙深雪　昭和47年１月13日生
住所　大阪市天王寺区筆ケ崎町６番41―203号
　蔡絵梨　昭和56年４月３日生
住所　堺市南区宮山台１丁14番15―404号
　梁風烈　昭和61年２月５日生
住所　大阪府八尾市永畑町２丁目１番３号
　李今連　昭和10年７月29日生
　朴秀利　昭和36年10月15日生
住所　埼玉県本庄市児玉町児玉1526番地18
　趙龍在　昭和46年11月１日生
住所　名古屋市南区明治１丁目５番13号
　髙藤子　昭和20年12月28日生
住所　東京都中野区本町１丁目15番22―203号
　高承子　昭和34年10月７日生
住所　京都府相楽郡精華町大字東畑小字南谷31番地
　陳玉英　昭和39年７月12日生
　陳寧寧　平成６年３月５日生
住所　岡山県倉敷市三田109番地５
　姜順仙　昭和26年３月14日生
　金麻貴　昭和55年７月14日生
　金英里　昭和56年12月26日生
　金沙織　昭和59年８月31日生
住所　広島県尾道市高須町2684番地１
　金洋平　昭和52年５月25日生

○外務省告示第三百一号

ブルガリア共和国政府は、国際電気通信衛星機構から脱退する旨を平成二十四年六月七日にアメリカ合衆国政府に通告した。この通告は、昭和四十六年八月二十日にワシントンで作成され、その後改正された「国際電気通信衛星機構に関する協定」第十四条(a)(ⅲ)の規定に従い、平成二十四年九月七日に効力を生ずる。

（平成二十四年六月二十五日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十四年九月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第五百号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年九月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表Ⅵ区分００４４中「3,541円」を「3,788円」に改める。
別表Ⅵ区分０１１１中「116円」を「109円」に改める。

○厚生労働省・環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月二十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十四年九月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子
環境大臣　細野　豪志

1　承認番号　12―36Ｖ―0003

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	九州大学病院　病院長　久保　千春 福岡県福岡市東区馬出三丁目１番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ヒト色素上皮由来因子（hPEDF）を発現し、ヒト水疱性口内炎ウイルス（Vesicular Stomatitis Virus：VSV）のenv蛋白質（ＶＳＶ―Ｇ）をエンベロープに持つ非増殖性の遺伝子組換えアフリカミドリザル由来サル免疫不全ウイルス（SIVagm―hPEDF）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒトの治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の所在地　福岡県福岡市東区馬出三丁目１番１号 治療施設の名称　九州大学病院 ⑴　SIVagm―hPEDF溶液は、容器に密封後、凍結状態で治療施設に輸送し、凍結状態のまま当該施設内の施錠可能なＰ２レベルの拡散防止措置を執ることができる保管室（以下「Ｐ２保管室」という。）内の冷凍庫に保管する。 ⑵　凍結状態のSIVagm―hPEDF溶液の融解、希釈及び分注操作並びにバイアルの開封は、Ｐ２レベルの拡散防止措置を執ることができる実験室（以下「Ｐ２実験室」という。）内の安全キャビネット内で行う。SIVagm―hPEDF希釈溶液の保管は、Ｐ２保管室内の冷凍庫において行う。 なお、SIVagm―hPEDF希釈溶液又はその凍結品を、開放系区域を通って運搬する必要がある場合には、密閉した容器に入れ、容器の落下や破損を防止するために当該容器を箱等に入れ運搬する。 ⑶　SIVagm―hPEDF溶液又はSIVagm―hPEDF希釈溶液を廃棄する際には、滅菌処理（70％エタノールによる30分間の噴霧、有効塩素濃度0.1～1.0％の次亜塩素酸ナトリウムへの30分間の浸漬等の消毒薬処理又はオートクレーブ処理をいう。以下同じ。）を行った後、九州大学病院で定められた医療廃棄物管理規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。 ⑷　被験者に投与するSIVagm―hPEDF希釈溶液は、Ｐ２実験室内の安全キャビネット内でシリンジへ充填する。充填されたシリンジは、密閉した容器に入れ、容器の落下や破損を防止するために当該容器を箱等に入れ、運搬する。 ⑸　被験者に対するSIVagm―hPEDFの投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った手術室（以下「手術室」という。）において行う。局所麻酔下に硝子体手術により硝子体を切除後、SIVagm―hPEDF希釈溶液を網膜に注入する。 ⑹　被験者へのSIVagm―hPEDFの投与後、被験眼はガーゼで覆い、眼帯を着用し遮蔽してウイルスの漏出を防止する。その後、被験者を速やかに環境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない遺伝子治療室（以下「個室」という。）へ搬送する。 ⑺　投与時にSIVagm―hPEDFと直接接触する注射針、シリンジ、ガーゼ、滅菌シート等は使い捨てとし、環境中への拡散防止措置を適切に執った室内において適切に滅菌処理を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。 なお、これらの滅菌処理を手術室又は個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。 ⑻　投与後１週間まで、被験者を個室内で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に個室から開放系区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。看護師１名を常時同伴させ、開放系区域での排泄や喀痰喀出等の禁止を義務付ける。 ⑼　個室における管理期間中の被験者の排泄物等（血液、体液、尿及び糞便をいう。以下同じ。）は、臨床検体として使用するものを除いては、当該室内で滅菌処理を実施し、固形化剤を使用して固形化した後、オートクレーブバックに回収し、バイオハザードマーク付き医療廃棄物用段ボールに梱包した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。